

宮城県社会的養育推進計画策定懇話会開催要綱

(目的)

第1 令和6年3月12日付けこ支家第125号『『都道府県社会的養育推進計画』の策定について』に基づき、令和2年3月策定の「宮城県社会的養育推進計画（計画期間：令和2年度から令和11年度まで）」を全面的に見直し、新たな計画を策定するに当たり、広く有識者からの意見聴取を行うため、宮城県社会的養育推進計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2 懇話会は次の事項について、意見聴取を行うものとする。

- (1) 社会的養育推進計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、社会的養育推進計画に関して必要な事項。

(構成)

第3 懇話会は、知事が別に定める者（以下「構成員」という。）の出席をもって開催する。

(座長等)

第4 懇話会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は会議の進行を行う。
- 3 座長に事故あるとき、又は欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

(会議)

第5 懇話会は知事が招集する。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、懇話会に構成員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第6 懇話会の庶務は、宮城県保健福祉部子ども・家庭支援課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年7月19日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。